

独立行政法人国立青少年教育振興機構における研究活動の不正への対応に関する規程

平成27年4月1日
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第7－3号
平成28年4月1日
改 正
平成29年4月1日
改 正
平成29年10月1日
改 正
令和4年7月1日
改 正
令和5年4月1日
改 正
令和6年10月25日
改 正

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）において、研究活動を行っている者の研究活動の不正への対応については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについて」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）、「声明 科学者の行動規範について一改訂版一」（平成25年1月25日日本学術会議）及びその他の関係法令通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「研究者」とは、機構に所属する又は機構の名を冠した肩書きを使用して研究活動を行うすべての者（常勤、非常勤等の身分及び客員研究員等の呼称を問わない。また、資金の主たる受給者であるかどうかも問わない。）をいう。
- 二 「不正」とは、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）をいう。
- 三 「研究活動の不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
- 四 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 五 「改ざん」とは、研究資料、機器、過程を変更する操作を行い、データ、研究活

動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

六 「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

七 「不正使用」とは、機構又は研究資金配分機関が定めた使用ルールに違反し、虚偽の申告に基づき経費を支出させることをいう。

八 「悪意」とは、研究者又は機構に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

九 「部等」とは、機構本部各部、青少年教育研究センター、及び施設をいう。

(守秘義務)

第3条 この規程における不正への対応に携わる者は、通報の内容その他不正の調査に関する事項について、秘密を守らなければならない。

(通報窓口の設置)

第4条 機構における不正に関する通報を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を総務部総務課に設置し、総務課長を責任者とする。

2 通報窓口の責任者は、取引業者等の外部者に対して、相談窓口及び通報等の窓口の連絡先、通報方法、通報者の保護、手続き等についてホームページ等で公表しなければならない。

(不正に対する通報等の取扱い)

第5条 通報は原則として、顕名により行われるものとし、不正を行ったとする研究者、グループ、不正の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的又は合理的理由を記載し提出する。ただし、匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。

2 不正に関する通報の方法は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等によるものとする。

3 通報窓口の責任者は、不正に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないようにするため、個室で面談を実施する、若しくは担当職員以外が電話又は電子メール等を見聞きできないようにする等、適切な措置を講じなければならない。

4 通報窓口の責任者は、不正に関する通報を受け付けたときは、速やかに理事長、理事（総務担当）、青少年教育研究センター長及び総務部長に報告しなければならない。

(不正目的等の通報の禁止)

第6条 通報者は、不正の利益を得る目的又は他人に損害を与える目的その他の不正の目的で通報を行ってはならない。

2 通報者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう努めなければならない。

(通報内容に関する調査の決定)

第7条 理事長は、受け付けた通報に関し、調査を実施するかどうかについて、通報が到

達した日から概ね15日以内に決定し、当該通報者に対し、その旨を書面で通知するものとする。

- 2 理事長は、受け付けた通報に関し、調査を実施しないことを決定した場合は、前項の通知にその理由を付記するものとする。
- 3 理事長は、通報の受付から30日以内に、当該研究資金配分機関等及び文部科学省に対して、受け付けた通報及び、当該通報に関する調査の要否について、報告しなければならない。

(通報者及び被通報者の取扱い)

第8条 理事長は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報に係る調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

- 2 理事長は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを機構内外に周知するものとする。
- 3 理事長は、通報者に対し、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを行わない。
- 4 理事長は、被通報者に対し、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、教育研究活動の全面的禁止又は解雇その他不利益な取扱いを行わない。

(調査委員会の設置)

第9条 理事長は、第7条第1項に基づき調査を実施することを決定した場合には、調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。なお、調査委員会は、機構外の委員を半数以上含むこととする。
 - 一 機構に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）
 - 二 理事（総務担当）
 - 三 理事（財務担当）
 - 四 その他理事長が必要と認める者 若干名
- 3 不正行為に係る事案の調査に当たっては、前項の委員のほか、当該事案に関する研究分野の機構外の研究者を調査委員会の委員に加えるものとする。
- 4 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号に定める委員をもって充てる。
- 5 委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。
- 6 調査委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部総務課が処理する。

(調査)

第10条 理事長は、調査委員会による調査の実施を決定した場合には、原則として30日以内に調査を開始させなければならない。

- 2 調査委員会委員（以下「調査委員」という。）のうち、通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する委員は審議に加わることができない。

- 3 理事長は、調査の開始を決定した場合、通報者及び被通報者に対し、調査を行うことについて、調査委員の氏名及び所属を付したうえで通知し、調査への協力を求める。被通報者が機構以外に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。なお、通報者、被通報者は、調査委員会の委員について、調査委員会が定めた期間内に異議申立てをすることができる。
- 4 不正行為に係る調査は、指摘された当該研究に係る論文、実験又は観察ノート、生データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施するものとし、その際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 不正使用に係る調査は、次の各号に定める手順に従い実施するものとする。
 - 一 研究者及びその関係者からの事情聴取
 - 二 支出に係る決議書、証憑の収集及び分析
 - 三 支出の相手方からの事情聴取、各種伝票の収集及び分析
 - 四 機構及び資金配分機関の使用ルールとの整合性の調査
 - 五 その他必要となる事項の調査
- 6 調査委員会は調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、当該研究資金配分機関に対して報告、協議しなければならない。
- 7 調査委員会は調査の実施に際し、通報に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

(調査への協力等)

- 第11条 研究者及びその関係者は、調査委員会が実施する調査に協力しなければならない。
- 2 研究者及びその関係者は、調査委員会に対して虚偽の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。
 - 3 研究資金配分機関から求めがあった場合は、調査に支障がある場合を除き、研究資金配分機関が行う当該事案に係る現地調査、資料提出又は閲覧に応じなければならない。

(調査中における一時的措置)

- 第12条 理事長は、調査実施の決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第13条 不正行為に係る被通報者は、調査委員会の調査に対して、通報内容を否認する場合は、自己の責任において当該研究の科学的適正な方法及び手続、並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の被通報者の説明において、被通報者が生データや実験又は観察ノート等の不存在等、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は合理的な保存期間（論文発表後5年間を原則とし、各部等において、各研究分野の特性に応じ、5年間を超えてこれと別の定めをすることができる。）を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被通報者が注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらな

い理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。

(認定)

- 第14条 調査委員会は、調査開始後、原則として150日以内に、調査内容について、不正が行われたか否かを判定しなければならない。
- 2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、理事長及び当該研究資金配分機関に報告しなければならない。
- 3 調査委員会は、不正行為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合い並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、不正使用の相当額等を認定する。
- 4 不正が行われなかったと認定される場合であっても、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、当該認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果報告書の作成及び報告)

- 第15条 調査委員会委員長は、通報が機構に到達してから200日以内に、当該研究資金配分機関が求める内容を含め、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む調査結果報告書(認定を含む。以下同じ。)を作成し、関連資料を添えて速やかに理事長に報告しなければならない。
- 2 期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、通報が機構に到達してから210日以内に、当該研究資金配分機関等及び文部科学省に対して、調査結果報告書又は調査中間報告書を提出する。
- 4 上記のほか、当該研究資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該研究資金配分機関に提出する。

(調査結果の通知及び報告)

- 第16条 理事長は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者(被通報者以外で不正に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知する。被通報者が機構以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。また、当該研究資金配分機関等及び文部科学省に対しても調査結果を報告する。
- 2 悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が機構以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

- 第17条 不正と認定された被通報者及び悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。)は、調査結果の通知を受けてから2週間以内に不服申立てをすることができる。

- 2 理事長は、被通報者から不正の認定に係る不服申立てがあったときは、当該通報者に通知し、当該研究資金配分機関等及び文部科学省に報告する。被通報者が機構以外の機関に所属している場合は、当該被通報者の所属機関にも通知する。
- 3 理事長は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申し立てがあったときは、被通報者及び通報者の所属機関に通知し、当該研究資金配分機関等及び文部科学省にも報告する。
- 4 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、理事長の判断により、当該調査委員に代えて、他の者を臨時委員として任命し、審査に参画させることができる。
- 5 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。理事長は、当該研究資金配分機関等及び文部科学省に対し、再調査すべきか否かの決定について報告する。
- 6 調査委員会は、前項の再調査を開始した場合、不正と認定された被通報者から不服申立てがあったときは、原則として60日以内、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、原則として30日以内に調査の結果を覆すか否かを決定し、理事長に報告する。
- 7 理事長は、再調査結果を、通報者、被通報者及び当該研究資金配分機関等及び文部科学省に報告する。また、不正と認定された被通報者から不服申立てがあったときは、被通報者が機構以外の機関に所属している場合は当該被通報者の所属機関に通知し、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、当該通報者の所属機関に通知する。

(不正が行われたと認定された場合の措置)

- 第18条 理事長は、不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が機構に所属するときは、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じ、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。
- 2 理事長は、不正使用と認定された場合、被認定者が機構に所属するときは、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じることができる。
 - 3 理事長は、第16条第1項の規定による報告の結果、当該研究資金配分機関から不正使用に係る資金の返還命令を受けたときは、研究者に当該額を返還させるものとする。
 - 4 理事長は、被認定者に対し、独立行政法人国立青少年教育振興機構職員就業規則（独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第2－3号。以下「就業規則」という。）に基づく処分等の必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

(不正が行われなかったと認定された場合の措置)

- 第19条 理事長は、不正が行われなかったと認定された場合、調査に際して実施した研究費の支出停止及び証拠保全の措置を解除する。
- 2 理事長は、不正が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措

置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

- 3 理事長は、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が機構職員の場合は就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。また、当該者が他機関に所属する場合は当該機関長に通知し、その他の者の場合はその他必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(調査結果の公表及び報告等)

第20条 理事長は、調査委員会において不正が行われたと認定したときは、速やかに、不正に関与した者の氏名、所属、不正の内容、機構が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名、所属、調査の方法及び手順等の調査結果を公表する。

- 2 理事長は、調査委員会において不正が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。

- 3 前項の認定において、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名及び所属を公表する。

(研究倫理教育責任者)

第21条 研究倫理教育責任者は、理事（調査研究担当）をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督しなければならない。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正への対応等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年１０月２５日から施行する。